ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言 御報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、本県の新規 感染者数や病床使用率は着実に減少しているものの、依然として高い 水準にあり、医療提供体制への負荷が継続しております。

県といたしましては、「BA. 5対策強化宣言」を今月末まで延長 し、「社会経済活動の維持」と「医療のひっ迫回避」の両立を図るた めの取組を進めているところであります。

県民や事業者の皆様には、引き続き、適時適切なマスクの着用や換気等の基本的な感染防止対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動については慎重に判断することをお願い申し上げます。また、ワクチンの追加接種を積極的に検討くださるようお願い申し上げます。

今月26日からは、全国一律で発生届の限定化等が行われることにより、新型コロナウイルス感染症対策は新たな段階に移行することとなりますが、発生届対象外の方に対しましても、必要な支援を行って参ります。

今後とも、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万 全を期して参ります。

次に、去る7月23日に那須烏山市の養豚農場において発生した豚熱につきましては、今月9日に豚の殺処分及び埋却処分を終え、月末には全ての防疫措置を完了する見込みとなっております。改めまして、御協力をいただいている関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

今後、県内で豚熱が再度発生することがないよう、予防的ワクチンの適期接種や野生イノシシ捕獲対策に加え、農場における発生防止策の強化を支援するとともに、継続的に飼養衛生管理基準が遵守されるよう指導を徹底して参ります。

次に、「いちご一会とちぎ国体」及び「いちご一会とちぎ大会」に つきましては、いよいよ国体の総合開会式まで15日、とちぎ大会まで 43日と目前に迫って参りました。両大会の開幕に向けましては、PR 用ポロシャツの着用や地域との協働による花いっぱい運動などにより、 機運を高めて参ります。

天皇陛下におかれましては、来月1日の総合開会式への御臨席のため、本県にお出ましになることが宮内庁から発表されました。また、両大会期間中は、皇室の皆様方の御来県が予定されております。こうした中で両大会を開催できますことは、大変光栄なことであり、県民を挙げて歓迎申し上げます。

今月10日から行われている国体の会期前実施競技では、連日熱戦が繰り広げられており、本県勢につきましては、体操の成年男子団体総合及び弓道の成年女子遠的、並びに水泳の成年男子飛板飛込で須山晴貴選手が見事優勝を飾るなど、順調なスタートとなりました。天皇杯・皇后杯の獲得に向け、本県選手の活躍を大いに期待しているところであります。

また、本県初開催となる全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」では、過去最多となる本県選手団の参加を予定しております。 各競技における選手の活躍を期待するとともに、大会を契機として、 障害及び障害者への理解を一層深め、県民誰もが共に支えあう「共生 社会」の実現を目指して参ります。

これまで多くの関係者の皆様の御理解と御支援をいただきながら、開催準備や競技力向上を進めて参りました成果をここに結実させる時を迎えました。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するなど、安全安心な大会運営に万全を期すとともに、環境に配慮した大会であることを積極的にアピールして参ります。そして、県民総参加で全国から来県する選手や役員、観覧者等を「日本一のおもてなし」でお迎えし、とちぎの多彩な魅力を発信することにより、栃木ファンの更なる獲得につなげて参ります。

両大会のスローガンである「夢を感動へ、感動を未来へ」のとおり、 多くの方々の記憶に刻まれ、県民のふるさととちぎへの愛着や誇りを 育み、次の世代へと引き継がれる大会となるよう、市町や関係団体等 と連携しながら、オール栃木体制で取り組んで参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算4件、条例9件、その他の議案 8件の計21件であります。このほか認定7件、報告3件であります。 まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、引き続き厳しい財政状況の中、「とちぎ行革プラン2021」を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症への対応を中心に、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、327億6,718万円となり、

既計上予算と合わせた予算総額は、1兆 528億 9,003万円となります。 この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金等を充てることといたしました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

医療提供体制及び検査体制の充実を図るため、引き続き、入院病床の確保に取り組むとともに、PCR検査や変異株のスクリーニング検査を適切に実施して参ります。

また、県産米の消費拡大に向けて、農業団体によるプロモーション を支援するほか、とちぎ型大使館外交により関係を深めたベトナム及 びタイを本年12月に訪問し、県産農産物の販路開拓・拡大やインバウ ンド誘客の促進に向け、私自ら本県の魅力を力強く発信して参ります。 次に、原油価格・物価高騰への対応についてであります。

地域住民の移動手段や観光振興において重要な役割を担う第三セクター鉄道に対して、燃料等の価格高騰の影響緩和に向けた支援をすることといたしました。

次に、生活と産業を支える環境づくりについてであります。

都市間の交流・連携を支える幹線道路の整備や通学路等における交 通安全対策を推進して参ります。

また、全国的に豪雨による自然災害が頻発していることを踏まえ、 災害リスクの低減を図るため、中小河川の堆積土除去や山間部での倒 木撤去等を推進するほか、豪雨・災害時においても、物資輸送や復旧 活動が円滑にできるよう、道路排水対策や予防伐採など、道路環境の 整備に努めて参ります。

さらに、公共交通ネットワークの維持・充実を図るため、無人運転 移動サービスの導入に向けた実証実験を推進して参ります。

このほか、軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善に向けて支援して参ります。

第2号議案の電気事業会計補正予算は、佐貫ダムの修繕工事等に要する経費について補正するものであります。

第3号議案の用地造成事業会計補正予算は、鹿沼インター産業団地に係る土地造成に要する経費について補正するものであります。

第4号議案の施設管理事業会計補正予算は、電気料金の高騰に伴い、 本町合同ビルの施設管理に要する経費について補正するものでありま す。

第5号議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴い、 職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定 年前再任用短時間勤務制の導入等に関し必要な事項を定めるため、職 員の定年等に関する条例の全部を改正するものであります。

第6号議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴い、 職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定めること等のため、職員 の給与に関する条例等について所要の改廃をするものであります。

第7号議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の取得回数の制限が緩和されること等に伴い、職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、児童福祉法の一部改正等に伴い、栃木県知事の権限

に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、情報通信技術を利用する方法により申請等に係る手数料を納付することができるようにすること等のため、栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、教育職員免許法等の一部改正に伴い、栃木県手数料 条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、特定非営利活動促進法に基づく申請等に関し情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正するものであります。

第12号議案は、防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等の施設の 道路占用料を定めること等のため、栃木県道路占用料徴収条例の一部 を改正するものであります。

第13号議案は、建築基準法の一部改正に伴い、栃木県建築基準条例 等の一部を改正するものであります。

第14号議案は、栃木県土地利用審査会委員の任期が来る10月31日に 満了いたしますので、興野礼子氏、篠村知子氏、森本章倫氏、横田美 和子氏及び土谷英一氏を再任し、石井信行氏及び永井正義氏を新たに 任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第15号議案は、栃木県公安委員会委員蓬田勝美氏の任期が来る9月 30日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同 意を求めるものであります。 第16号議案は、権利の放棄について、議決を求めるものであります。 第17号議案及び第18号議案は、工事請負契約の締結について、それ ぞれ議決を求めるものであります。

第19号議案から第21号議案までの3件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第7号までの7件は、企業会計の決算について、 それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号及び報告第2号は、電気事業会計及び水道事業会計の継続費に係る精算報告書の報告であります。

報告第3号は、地方自治法第 180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。